

日本ボーイスカウト大阪連盟堺第4団団規約

設定 平成15年4月24日

第1章 総則

(目的)

第1条 日本ボーイスカウト大阪連盟堺第4団（以下「本団」という。）は、ボーイスカウトの組織を通じ、青少年がその自発活動により、自らの健康を築き、社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技能を体得し、かつ、誠実、勇気、自信および国際愛と人道主義を把握し、実践できるよう教育することをもって目的とする。

(団本部)

第2条 本団は、団本部を大阪府堺市内に置く。

(団および隊指導者の任免)

第3条 本団の団委員は、育成会の議を経て育成会会長が任命し、各隊の指導者は団委員長が任命する。

(指導者としての心得)

第4条 本団の団委員および各隊指導者は、ボーイスカウト精神に則り、品性を重んじ隊員とその保護者の信を託するに足り、社会の信望に応えなければならない。

(団の禁止事項)

- 第5条
- 1 政治目的のために、これを利用することを許さない。
 - 2 特定の宗教を広めるために、これを利用することを許さない。
 - 3 マルチ講、ねずみ講、無限連鎖講（有限連鎖を含む）、およびそれらに類する営利、非営利活動の為にこれを利用することを許さない。
 - 4 活動期間中の飲酒は理由の如何を問わず許さない。酒気を帯びて参加した者には帰宅を命じる事ができる。
 - 5 活動期間中の麻雀、カブ等の賭博や類似する紛らわしい行為は理由の如何を問わず許さない。

(団の運営)

- 第6条
- 1 本団の通常の運営は、団委員会の合意に基づいて行われる。
 - 2 本団は、この団規約に特に規定されていない事項については、「日本連盟教育規定」に基づいて運営される。

第2章 団組織

(構成)

第7条 本団は、団委員会およびビーバースカウト隊、カブスカウト隊、ボーイスカウト隊、ベンチャースカウト隊ならびにローバースカウト隊をもって構成する。

第3章 団委員会

(団委員の選任)

- 第8条
- 1 団委員は、育成会総会の議を経て、スカウトの保護者等のうちから5名以上を育成会会長が任命し、団委員会を構成する。団委員会には書記、会計、会計監査を置く。
 - 2 育成会の代表者はその職責上、団委員となる。
 - 3 団委員は、なるべく早い機会に指導者講習会を修了するよう努力しなければならない。

(団委員の任期)

第9条 団委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(団委員会の任務)

第10条 団委員会は、次の事項を掌握する。

- 1 団の資産管理
- 2 団の財政管理
- 3 集会場、備品および野営実施等各種行事の実施についての便宜
- 4 各隊長、副長、指導者の選任、任命を行うとともに、それらの指導者に対し研修の促進と援助
- 5 団内スカウトの進歩の促進
- 6 本規約第29条及び第34条に関する事項
- 7 表彰に関する事項
- 8 団内スカウトの健康と安全への配慮
- 9 スカウト運動の主旨の普及に努める。
- 10 団委員会は、スカウトの実際訓練には直接関与しない。ただし、特殊な事情が発生した場合は団会議の議を経て、指導面の援助を行うことができる。

- 11 団委員会は地区での役務のうち行事、組織、財政、指導者の委員会に各1名、国際、健康安全、事務局の3委員会うちから1名以上を派遣しなければならない。

(団委員会の開催)

- 第11条 1 団委員会は、団委員長が招集し団委員長がその議長となる。
2 団委員会は、毎月1回以上開催する。
3 団委員会は団委員長の許可を得て特定の議題につき回覧書面により審議、議決できる。
4 団委員会の議事は、この規約に特別の規定がある場合を除き委任状を含めた出席委員の過半数を得て決定し、賛否同数の場合は団委員長の決するところとする。
5 団委員長は団委員会開始時に書記を指名する。書記は団委員会終了後2週間以内に議事録を作成し団委員長に提出しなければならない

(団委員としての心得)

- 第12条 団委員は、ボーイスカウト精神に則り、品性を重んじ、団員とその保護者の信頼と社会の信望に応えなければならない。

第4章 団会議

(団会議)

- 第13条 1 団会議は、各隊の教育訓練に関する事項および隊活動の全般にわたる事項を協議するため、団委員長、副団委員長、団内各隊の隊長、副長および団委員会の許可を受けた者によって構成する。
2 団会議は、団委員長が招集し、団委員長がその議長となる。
3 団会議は、毎月1回以上開催する。
4 団委員長は団会議開始時に書記を指名する。書記は団会議終了後2週間以内に議事録を作成し、団委員長に提出しなければならない

第5章 保護者会

(保護者会の目的)

- 第14条 各隊は隊運営の報告や保護者との親睦を図る目的で保護者会を開くことができる。

(保護者会の召集、議長)

- 第15条 保護者会は団委員会の承認を受けて隊長が召集し、隊長がその議長になる。

(保護者会の構成)

- 第16条 保護者会は隊指導者、主催する隊に所属するスカウトの保護者、団委員長及び団委員長の許可を受けた者で構成する。

第6章 団委員

(団委員長の選任)

- 第17条 団委員長は、団委員の互選とする。

- 第18条 団委員長の任期は1年とする。再任については連続3年を目安とし、特別の理由がない限り連続5年以内であることが望ましい。

(団委員長の解任)

- 第19条 団委員長の解任は、以下の場合に育成会の承認をもって決定する。

- 1 本人が希望した場合。
- 2 育成会総会の4分の3以上の賛成があった場合。

(団委員長の任務)

- 第20条 団委員長は、次の事項を掌握する。

- 1 各隊の育成発展に努める。
- 2 団内の各隊全般を監査し、その活動に協力する。ただし、各隊の運営は、その指導にあたる隊長に委ねる。
- 3 団委員会の主宰者として活動するとともに団委員会および団会議の議長となる。

(副団委員長)

- 第21条 1 団委員長は、必要に応じて団委員のうちから副団委員長を選任することができる。
2 副団委員長は、団委員長を補佐するとともに特に与えられた任務を分担する。また、団委員長に事故あるとき、または欠員を生じたときはこれを代理する。
3 複数の副団委員長が存在する場合の序列は以下の通りとする。
1 団委員長経験者
2 副団委員長としての在籍年数が永い者
3 隊長経験者

4 年長者

第7章 各隊指導者

(各隊長・副長の任命)

第22条 各隊長および副長は、団委員会の議を経て団委員長が任命する。

(副長補の任命)

第23条 各隊長は、必要に応じて団委員会の承認を得て副長補を任命することができる。

(各隊指導者および指導者に準じる者の任期)

第24条 各隊指導者および指導者に準じる者の任期は1年とする。再任については同一隊において連続3年を目安とし、特別の理由がない限り連続5年以内であることが望ましい。

(指導者としての心得)

第25条 各隊の指導者は、ボーイスカウト精神に則り、品性を重んじ、団員とその保護者の信頼と社会の信望に応えなければならない。

第8章 服装及び名刺

(制服)

第26条 1 制服は(財)ボーイスカウト日本連盟の規定する制服を着用する。

2 ネッカチーフは隊ごとに別色とする。ただし2隊編成になる場合はこの限りではない。

(制服の着用)

第27条 本団の活動は原則として制服を着用する。

(名刺の所持)

第28条 団委員長、各隊隊長は名刺を持つことができる。

第9章 団員の入団と退団

(団員の要件)

第29条 1 本団は、入団を志願するものがあるときは、入団に先立ち、次の各項によるものに対して、この規約による本団の性格を知らせ、この規約による訓育に賛同し、この規約を守ることを誓約した者にのみ入団を許可することができる。

2 育成会員たらんとする者

3 本団を構成する各隊の指導者たらんとする者

4 本団を構成する各隊に入隊を志願する者

(入団意志の確認)

第30条 1 本団は、構成各隊に入隊を志願する者及びその保護者が、転居等のやむを得ない事情のないかぎり、少なくともボーイスカウト課程修了時まで在籍することを誓約した場合のみ入団を許可できる。

2 入団の面接に合格し、『ちかい』と『おきて』(ボーイ隊以上)、『やくそく』と『さだめ』(カブ隊)、『やくそく』と『きまり』(ビーバー隊)の実践を行える者。

3 保護者または本人が隊費等必要な経費の納入ができるとともに保護者会および育成会等の集會に出席する意志を持っていること。

(入団希望者の居住地)

第31条 本団は、地域社会との密接な関係を保つため、又訓育プログラム上の理由により、入隊志願者の居住地を制限することができ、又近隣の者を優先することができる。

(入団についての優先事項)

第32条 本団は、育成会員の子弟の入隊を優先させる。

(退団の確認)

第33条 本団を退団するものは、ビーバースカウト、カブスカウト ボーイスカウトにおいては本人とその保護者、ベンチャースカウト、ローバースカウトにおいては本人が、隊長に面接して承諾されたうえで、指導者並びに団委員については団委員長と面談のうえで、退団月日、転籍等につき緊密に本団と連絡しなければならない。

(強制退団)

第34条 本団は、その構成員が、次の各項のいずれかに該当する場合団委員会の審議を経てその者を退団させることができる。

1 本人の幸福または教育の見地から、退団にむしろ積極的意義が認められる場合

2 この規約または連盟規定に違反した場合

3 本団の名誉、品位を汚し、貶めた場合

4 本団の活動、または本団員の生活に著しく迷惑がかかる場合

- 5 正当な理由なく、出席率が著しく悪いか出席が著しく不規則な場合
- 6 必要な経費を納入しなかった場合
- 7 育成会より退会を命じられた場合

(転入および中途入団)

- 第35条 1 他団からの転入(移籍)および中途入団しようとする者は、当該隊長の意見を聴き、団委員長がこれを定める。
- 2 他団からの転入(移籍)および中途入団しようとする者が具備すべき要件は、第29条に同じ。

(活動の一時休止)

- 第36条 1 諸般の事情により活動を一時休止するものは、ビーバースカウト、カブスカウト、ボーイスカウトにおいては本人とその保護者、ベンチャースカウト、ローバースカウトにおいては本人が、隊長に面接して承諾されたうえで、指導者並びに団委員については団委員長と面談のうえで、休止月日、期間につき緊密に本団と連絡しなければならない。ただし休止期間は特別の事情が無い限り3年を越えないものとする。
- 2 休止期間中は隊費のみ免除とする。

(入団審査)

- 第37条 本団に入団を希望する者は、団委員長、団委員会、当該隊長がこれを審査し、適当と認めるときは、入団を許可する。

(団員の募集)

- 第38条 1 団員の募集は、原則として、年1回以上行う。その期日、人員等は団委員会において定める。
- 2 年齢、性別、宗教、人種等を問わない。
- 3 入団の時期については特に定めない。

第10章 隊費および登録費

(隊費)

- 第39条 1 各隊スカウトは、各隊の定める所定の隊費を納入しなければならない。
- 2 既に納入された隊費は、他団への転出による退団または特段の理由がある場合を除き、これを返還しない。
- 3 隊費は、スカウト1名につきビーバー隊月額 500円、カブ隊月額 500円、ボーイ隊月額 1000円とする。
- 4 ベンチャー隊、ローバー隊については活動内容に応じ随時定める。
- 5 スカウトは、キャンプ等特別な活動に際しては、別途、費用の一部を負担するものとする。

(登録費)

- 第40条 1 スカウト及び指導者は所定の登録費を納入しなければならない。
- 2 登録費についてはボーイスカウト大阪連盟及び泉州地区の定めるところとする。

第11章 会計

(会計年度)

- 第41条 本団の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(予算)

- 第42条 予算は団委員会と団会議で編成し、団委員会で決定するものとする。

(補正予算)

- 第43条 予算を修正する必要がある場合は、補正予算を計上し、団委員会の承認を得るものとする。

(緊急支出)

- 第44条 予算外であっても、緊急時にやむを得ず支出を要する場合は団委員長の判断で支出できる。次回団委員会で承認を得るものとする。

(助成金)

- 第45条 助成金、補助金及び寄付金は、育成会員、団関係者並びに地域内外の賛同者からこれを受ける。

(証拠書類)

- 第46条 1 本会計の支出に当たっては、証拠書類として支払先の発行する領収書を必要とする。ただし、やむを得ず領収書を得られない場合は、責任者の書面をもってこれに代えることができる。
- 2 本会計に関する帳簿書類等は、3年間保存する。

第12章 保険

(保険)

- 第47条 1 登録手続きを完了した団員は、傷害保険(ボーイスカウト特約)に加入するものとする。

- 2 保険料の納入時期は、入団時および毎年4月とする。
- 3 既に納入された保険料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第13章 著作権等

(著作権等の所有者)

第48条 本団の活動に関する、文書、絵画、工作物、詩歌等並びにそれらを作成、考案するに至った手法等すべての権利は本団が所有する。

(著作権の行使)

第49条 本団が所有する権利を本団の活動以外で利用する場合は事前に団委員会の許可を必要とする。

第14章 会則の改正及び施行

(会則の改正)

第50条 1 本会則の改正は、団委員会出席会員の3分の2の同意を得て決定する。

2 会則の改正は育成会総会の決議をもって有効とする。

(会則の施行)

第51条 本会則は、平成15年9月28日より施行する。